平成２０年度　第２回　新潟市地域包括支援センター運営協議会　議事概要

日　時：　平成20年11月６日（水）午後２時30分～
場　所：　新潟市役所　本館３階　301会議室

（出席委員（五十音順））

岩橋康夫委員　加藤智章会長　上村和雄委員　神成康一委員　木滑孝一委員
齋藤忠雄副会長　高橋フミエ委員　土田孝子委員　樋熊紀雄委員　藤本綾子委員
細道奈穂子委員　堀田利雄委員　松島欣子委員　築取多喜子委員　山田豊委員
渡邊英昭委員

（事務局）

高橋課長（高齢介護課）　佐藤課長補佐（高齢介護課）　藤野係長（高齢介護課）
星野主査（高齢介護課）　井越副主査（高齢介護課）

次　第

１　開　会

○　欠席は石原美由紀委員，仁多見浩委員，本間友能委員，吉田淳子委員。

○　会議録の作成について承認あり。

２　議　事

（佐藤課長補佐）

平成20年度第２回新潟市地域包括支援センター運営協議会を開催させていただきます。

それでは，まず前回，副会長の選任につきまして，最初にご報告をさせていただきます。前回，会長から指名をいただきました齋藤委員が，前回，欠席でございましたので，事務局より就任につきましてお話しさせていただきました。ご了承をいただいておりますので，就任をお願いいただきます。

それでは，恐れ入りますが齋藤副会長より，簡単にごあいさつをお願いいたします。

（齋藤副会長）

副会長を仰せつかりました齋藤でございます。およばずながら精いっぱい務めさせていただきます。よろしくお願いします。

（佐藤課長補佐）

ありがとうございました。

それでは，これより議事に入りますが，進行はまた加藤会長によろしくお願いいたします。

（加藤会長）

それでは，議事の（１）に入りたいと思います。地域包括支援センターの活動状況についてということで，事務局からご説明をお願いいたします。

（高橋高齢介護課長）

先回，宿題が一つだけありまして，ケアプランの委託と自前の関係の割合が多いところと少ないところがあるということでございましたので，それについての回答をしてから，資料の説明に入らせていただきたいと思います。

先回の質問については，地域包括支援センターからケアマネジャーへの介護予防のケアプランについての委託と自前の割合が各施設でばらばらであったと。委託の場合の割合について，何か基準等があるのかという質問でございました。一応，ケアマネに対して委託する件数の上限は８件までという基準がございます。ただ，それはあくまでケアマネジャー１人頭８件までの上限がございますので，ケアマネジャーが複数いる場合については８件が16件なり，32件になるという状況になって，受けるケアマネの数によって委託をすることが可能な基準になっていま。

ただ，今後，新潟市のスタンスとして，それでいいのかということが次に問われるのだろうと思いますが，当然ながらできるだけケアプランは自前で立てていただくことが望ましいのだろうという思いはしていますが，いろいろな業務の中でケアプランだけ重点的にやるということは，包括の業務上，それも望ましくないということなので，やはり他の業務との兼ね合いでやむなく委託を出すことはしょうがないのかなと事務局としては考えているところでございます。

（藤本委員）

基準というのは，居宅に委託する基準という件数ではなくて，包括の方で何か件数の基準があるのかなと思うのですが，委託をする件数よりは，やはり自前で作成する件数の方が多い方向ということで，今，課長がおっしゃった，望ましい姿になると。その辺でそういった一律の基準が何分の何ぐらいあるのかなとか，多分，今の話だと，そこまで具体的にはまだ示されていないし，もう少し様子を見ていくという感じでとらえればいいのかと思ったのですが。

（高橋高齢介護課長）

介護予防プランの作成自体を，包括の職員で一律何件までというふうに縛りをかけている都市もございます。多数ではないですけれども。割合という基準を市として持っているかというお尋ねに関していえば，今現在，市としてそのような割合は持っておりません。申し上げましたとおり望ましいという程度で，今のところはさせていただいているところでございます。

（渡邊委員）

逆に事業者側と今の方針との打ち合わせとか，あるいは通知とか，そういったものはなされているのでしょうか。外部委託ということで，受ける側もどのぐらい来るかどうかということが，なかなか読めないというのが実情らしいのですが。

（高橋高齢介護課長）

私どもからこうしなさいということが，一番手っ取り早い話なのかなと思うのですが，各包括のおかれている事情もそれぞれでございまして，表を見ていただくと分かりますとおり，包括においては委託の件数が少ないところもあります。これは委託を出したいのだけれども，受けてくれるケアマネさんがいないというところもあれば，まだ自分でやれますよという包括もあるというお話でしたので，今のところそういう中で一律ここまでですよということについては，通知とかというものは出しておりません。

しかし，実は一方で，予防プランまではなかなか手が回らないというような包括からのお話も聞いていますので，そのあたりの対応策等含めて，セットでも考えていくべき案件ではないかと思っています。

（松島委員）

ただ今の意見でございますけれども，１回目のときの地域包括支援センターの事業実施状況のところで，包括の作成件数と委託件数が出ておりましたけれども，阿賀北は自前より委託の方が多いのです。委託はどこもやっているということなのですけれども，それについてはどのようにお考えでしょうか。やはり自前がいいということなのですが，委託が上回っている地域包括の実情についてお聞きしたいと思います。

（高橋高齢介護課長）

これからの話では，個々の包括の事業報告を見ていきますけれども，いろいろな業務の中で包括にとってどこを重点化して事業を進めるのだという，包括それぞれの考え方がありますので，その中で介護予防プランというものについての作業を減らしてほかの業務を重点的にやっている結果が，結果になって出てきているのかなと考えています。

その中で，介護予防プランの作成は包括の一つの業務の柱ではありますので，いたずらにここだけほかの包括とバランス的にお客の割合が多いということが望ましいのかどうかと言われれば，私の個人的な私見を申し上げれば，こちらについてもバランスよく業務に従事してもらいたいという話になるのですが，ではここだけ一生懸命やればいいのかと言われれば，ほかの業務についても，当然，重要な業務でございますので，そちらに手が回らない状況だったらどうなるのかという話にもつながるのだろうと思っていますので，介護予防プランがどんどん増えてくるという状況になれば，それに対してどういった手法を取れば業務的なバランスがちゃんと取れて，本来の包括の業務が運営されるのかということは考える必要があるかと思っています。

包括センターからはやはり予防プランの件数が増えてくると，他の業務を圧迫するのではないかという危

惧の意見はいただいておりまして，その対応策としてということで，包括サイドからはこういった予防プランを一括して扱えるような機関ができればみたいな話も聞いているところでございます。これについての対応というのは，もう少し長い目で見て考えていないと，なかなか難しい面もあるのかなと思っておりますが，包括からの意見は意見として，真摯に受け止める必要はあるだろうとは思っています。

（加藤会長）

よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

（細道委員）

今のお返事のところで，包括の皆さんの仕事のバランスのこともありますから，委託も含めてああしなさいこうしなさいとは言えない現状であるとすごく分かりました。ただ，介護保険の今後のことを考えると，やはり予防に力を入れていかなくてはいけないという方向性がありますよね。そのところで，要支援の予防プランの必要な方が，何か宙ぶらりんになってしまっている現状があると思うのです。包括でもいっぱいいっぱいになっている，居宅でも受けてくれないという，例えばケアマネが一人何ケースまでしか持てないと言っても，結局目一杯の仕事の中で，包括の人がせっせとやっているという現状が，果たして予防の関わりとしてどうなのかということになってくると思うのです。

こうしたらいいという意見は出ないのですが，厚生労働省が調べたところによると，居宅介護支援事業所も相当経営的に大変になっている，小さな居宅支援事業所が多いということですとなかなか予防を思うように受けられない。受けてあげたくても引き受けられないということもありますし，例えば私の事業所などは，訪問看護ステーションと兼務でやっておりますので，うちの事業所のようなところは，むしろ重症な人とかメインで関わった方がいいのかと思って，正直，予防を受けておりません。そういった事業所的な特徴もあったりしますので，居宅に対しても包括に対しても，やはり市の方向性的なものを示された方がいいのではないかという思いがしています。

（高橋高齢介護課長）

ご意見として承りながら，方向性を示した方がいいのではないかということですので，内部的にも考えてみる必要があるのではないかと思います。今の状況では，今すぐに結論は出しづらいですが，包括からもそのあたりについて市の姿勢というものを示せという話も聞いていますので，その中で考えながら，またこの委員会の委員の皆さんの意見も聞きながら考えてみたいと思います。

（加藤会長）

各事業所は，どういうサービスを提供しているかは，ある程度自前で決められる。例えば，予防に力を入れるか，入れないかとか，各事業所で選択できるというお話ですよね。

（細道委員）

そこの事業所によって運営方針とか，経営方針とかあると思いますので。

（加藤会長）

だから，私もよく分からないですけれども，おそらく包括支援センターあたりだと市の方向性というものは示すことができると思いますけれども，事業所単位としての方向性といったところではおそらく意味がないことかと。方向性を示しても，事業所にとっては「だからどうしたの」と言われてしまうところもあるでしょうから。その辺は，市としても示した方がいいのか，ある程度各事業書の自由裁量に任せた方がいいのかというのは，なかなか難しい判断を求めているのではないかという気がします。包括支援センターについての方向性ということでは，合うような気もしますけれども。

（齋藤副会長）

こういうことはいつも難しいと思うのですが，抽象論で言えばバランスが必要なのではないかと思います。大枠があって，そのうえで各事業所の理念なり，個性を尊重するということをしっかり設けておかないと，何か危険なような気がします。

（高橋高齢介護課長）

私どもは委員長がおっしゃるとおり，包括に対するものと，あとは包括と事業所との関係だろうと思います。私どもが事業所の方向性までということになれば，これは事業所からすればいろいろなお考えを持っているので，それは私どもがそういった経営方針を縛るということについては，これは行政として関与すべきことではないのではないかと思います。ただ，包括については，委託事業ということで行政とのかかわりは密接なものがありますし，そのあたりのお話としてはお示しすることは可能だろうと思います。その先については，包括と事業所との関係だろうと思います。そういった面では，包括の方向性ということをお示しするということは，やぶさかではないと思います。

（加藤会長）

ほかに何かございませんか。

（上村委員）

私は，今，副会長と皆さんの意見を聞いていて思ったのですが，私の個人的な意見なので，反対に間違っていたら教えてください。確かに事業所には経営責任とか経営理念などがあって，ある程度，経営原則というものもあると思うのですが，これは私企業ではなくて，介護保険という法的資金をある程度入れての福祉施策です。ですから，いろいろと確かに課長がおっしゃるとおり口出しできないところがありますが，細かい経営ということもあるかと思いますので倫理規定があっていいと思うのです。法にはない社会規範みたい

なものが。そうでないと，私は自分で委員会の作文にも書いたのですが，残念なことにやはり利用者の方が圧倒的にパワーバランスが低いのです。そのパワーバランスについて，お互いにサービス事業者と利用者と行政との三者の中で，極力均一に持っていく倫理規定があってもいいと思うのです。

確かにお二人がおっしゃることはそのとおりだと思うけれども，私は決して一つの事業者が利益に走ると思っているわけではないのですが，やはり倫理規定というものはあってもいいのではないかと思います。そうではないと，やはり先ほどのお話と少し関わるのですが，そのことはホームページに載せていますとおっしゃったけれども，高齢者の場合はホームページすらアクセスできない状況があるかもしれない。だから，一般の法律だったら裁判所が公示して，見なかったらあなたの責任だと。法的不知は救済されませんということを求めるだけで済むかもしれませんが，少なくともお互いに老後を付き合うということを大きな前提にしていけば，そこは確かに営利性を入れてしまったという矛盾もあるのかもしれませんが，そういう意味では倫理規定があってもいいと思います。

（渡邊委員）

まさしく，利用者のパワーが不足している分を補おうということが包括の一番の主の目的のような気がするのです。今までは，居宅介護支援事業という民営と同じ企業がいろいろなケアプランを作ったり，いろいろなことをして利用者へのサービス提供に努めていましたが，利用者の願いを100％なかなか叶えられないと。公に代わる第三者的な立場でいろいろなところにこういうサービスがあるとか，あるいは事業者にも指導というよりもお願いということで調整をはかるとか，それがまさしく包括の役目ではないかと思っています。ですが，まだスタートして２年なものですから，なかなか本来の趣旨が徹底されていないと。あとでいろいろ説明が出てくるみたいですので，その辺が今後の改善点ではないかという気がします。

（加藤会長）

ありがとうございます。

ほかになければ，内容を事業報告の概要にいきたいと思います。

（星野主査）

それでは，資料１をご覧ください。平成19年度事業報告概要になります。

各26の包括からは年度が終了しますと，次年度の事業報告決算や事業計画予算というものを提出していただいております。今回皆様にお伝えするのは，包括は平成18年度から始まったということで，平成18，19年度の活動がその成果を現してきたものかどうか，これまでの活動概要をご報告させていただきたいと思っています。

その事業報告の概要の中に，１から５までの項目がありますが，これは事業報告を出していただく際に市から報告項目としてお示ししたものです。それに沿って，各包括から出していただいております。その１から５までの項目に関連がありますので，資料30ページからを最初に見ていただきたいと思います。

細かい事業の中身のポイントをお伝えする前に先に確認をいたしますが，これらの項目については各地域包括支援センターの自己点検表ということで，市で作成して包括支援センターにお示ししてあります。平成18，19，20年度と３年を経過して，次年度以降の継続というところの評価にもつながっていくものです。

これらについては最後にまた触れたいと思いますが，自己点検表の中身ということで簡単に申し上げますと，一つ目は運営の体制がどうかという部分で事業所の考え方，事業方針等の点検をしていただいたものです。以下，２番から６番までありますが，市が委託している業務の主な項目となっています。包括支援センターの業務は大きく分けて二つありまして，介護保険の予防支援事業所としての役割，それから市が委託する地域支援事業の包括的支援業務を遂行していただく委託業務です。この点検表においては，どちらかというと市が委託する業務内容に沿った内容を入れております。30ページが運営体制ということですし，31ページが大きな業務の一つ目の「総合相談支援業務」でワンストップサービスの拠点，そして継続的，専門的相談支援といういろいろな相談を受け，必要な機関につなぐという役割，そして専門的な相談支援を行うという要点で事業報告がなされていることになります。

32ページ目が二つ目の大きな業務「権利擁護業務」です。評価の点検の業務の大きな点としては，一つ目が権利擁護の活用支援，二つ目が高齢者虐待の対応をどうしていくかという点です。

33 ページ目になりますが「包括的・継続的ケアマネジメント業務」です。これは地域の高齢者を様々な関係者の方々と連携し，継続的に支援を実施していきましょうという体制を包括支援センターからも地域の中でつくっていただきたいというもので，この業務のくくりとして３つあり，一つ目がケアマネジャーへの個別支援。二つ目が包括的・継続的なケア体制を構築しましょうという視点。次の（４）は（３）に訂正いただきまして，三つ目としてケアマネジメントの連携。ケアマネジャーだけでなく，サービス事業者等とも連携をしていきましょうというところを地域包括支援センターで支援することになっております。

34 ページが五つ目の大きな業務であり，主に特定高齢者関係の「介護予防事業に関する介護予防のケアマネジメント業務」について，業務（１）から（６）の一連の流れがきちんとされているかということです。

最後の６番目は，そうした多くの業務を地域の中で展開していくというあたりで「地域の中での他機関との連携」はどうなっているかという視点で見るものです。その項目としては，一つ目が担当圏域の中のネットワーク，それから二つ目にそれを実現するために担当圏域の包括ケア会議，そして地域の情報を集約して提供，活用しているかという視点についてです。

これらについては自己点検表ということで，包括が日ごろの自分たちの活動を振り返る際に役立てていただこうと思い作成したものですが，それでは１ページに戻っていていただいて各包括の報告概要をご覧いただきたいと思います。26 包括の事業報告はかなりの量にのぼりますが，ここにはそこから主なものをピックアップさせていただきました。

それでは，今後の皆様の包括の評価に役立てていただくために，まず包括がどんな活動をして動いているかというところをご報告したいと思います。それでは１ページからお願いいたします。事業報告概要ですが，１ページから３ページの３包括が北区の包括になります。北区３箇所の包括は，在宅介護支援センターからの移行しており，それぞれこれまでの継続した活動が地域でなされてきている包括です。

最初に「阿賀北」になりますが，総合相談のところでは独自の広報紙で工夫したり，地域包括支援センターの役割を周知しています。高齢者虐待防止の啓発活動，それぞれ個々のケースの支援計画書などもきちんと作成していこうということで取り組んでいます。３点目のところですが，包括的・継続的ケアマネジメントでは，ケア体制の構築ということで北区の特徴ですけれども，この３包括が合同で圏域ケア会議を開催しており，また，全体のケア会議に加えて部門別，サービス別の会議もしているということで，地域の中での連携に力を入れています。ケアマネジャーの個別支援についても，困難事例検討会を開催しています。４点目の介護予防事業のマネジメントですけれども，研修会を計画していたり，先ほどの話にありました再委託を多くお願いしているということが明記されている状況です。それは本来，包括の委託業務をきちんと行っていきたいということを伝えようとしているのだと思います。３，４が特定高齢の部分であり，予防についての広報・啓発，保健師との同行，健康相談の実施ということで連携を図っています。最後の地域機関との連携は先ほどとダブりますが，圏域ケア会議等を開催しながら地域活動に取り組んでいるという状況です。

２ページの「くずつか」になります。こちらも在介センターから包括に移行したところです。包括の相談支援業務をＰＲしており，保健師との情報交換や訪問を一緒にするといった活動を続けているという状況です。虐待ケースに関しても，関係機関と連携しての対応となっております。３点目の包括的・継続的ケアマネジメントの部分では，北区で共通のケア会議・部門会議を開催しているという点で先ほどの「阿賀北」と同じになります。ケアマネジャー支援ということでは，ケアマネジャーへの訪問や相談も増えてきており，毎月のケアマネ定例会を開催しているということです。また，ケアマネ用に広報誌「情報かわらばん」を配付しております。　地域との連携についてですが，関係機関との連携会議についてかなり実施しているとのことで，地域のネットワークとして民生委員会議への出席もかなり努力されているようです。

３ページの「上土地亀」になります。ここも同じく広報誌などの工夫，パンフレットの作成ということで，包括のＰＲに力を入れているという状況です。ケア会議，部門別会議についてはこれまでの２包括と同じですので，省略いたします。４番目を見ると，特定高齢者候補者への訪問等に努力を続けているとのことでして，職員はわりと若い方が多いので個々の対応に努めているようで，これからも地域活動に頑張っていきたいということです。地域の関係との連携ですが，ネットワーク構築ケア会議等があり，３番目に地域の情報提供活用とありますが，これについては民生委員会議への参加であったりサロンへの参加だったり，そういった場でいろいろな介護予防の啓発，消費者被害の防止啓発，包括のＰＲ等を続けているとのことです。以上が，北区の３包括の報告になります。

次に，東区の３包括になります。まず「山の下」になりますが，ここは新しい法人が展開した包括であり，地域に馴染むのに少し苦労があったところですが，高齢者の一人暮らしや経済的な問題を抱える方が多かったりと特徴がある地域であり，高齢者の人数や対象者の姿だけでは図れない重いケースが多いと聞いております。総合相談支援については，包括の存在を徐々に地域に浸透させており，これにより相談が大幅に増えた状況です。虐待に関する相談も増えています。ケアマネジメントでは，ケアマネへの個別支援ということと，ケアマネジメント検討会の開催，医療との連携がとられている等の特徴があります。４番目の介護予防事業のマネジメントでは，介護予防プランの作成の部分ですけれども，一緒に目標設定を行い，個別性のあ

るプランを作成という個々への支援を深く実施しています。地域との連携は，やはり圏域ネットワークの構築で民生委員さん等をはじめ様々な会議に参加したり，圏域包括ケア会議も３回開催するなど，地域活動にも努力をしています。

５ページの「木戸・大形」になりますが，ここも在宅介護支援センターからの継続のところです。長い経験がありますので，相談を進めていくというあたりでは問題ないと思いますし，いろいろな連携をとっての活動を行っています。３番目の包括的・継続的ケアマネジメントのところでもあるように，民生委員・自治会での関係づくりから取り組んでいますし，ケアマネジャーさんからの相談や事例検討会の開催等も行っています。地域との連携では，包括センターのおたよりを自治会等に回覧したり，地域の茶の間に参加したりと，独自の地域活動に取り組んでおります。

６ページの「石山」になります。ここも在宅介護支援センターからの移行のところです。特徴的なところは，「石山すこやか会議」ということで地域の関係者との連携会議を開催しております。一番下にありますけれども，民生委員さん，保健福祉センターと集まっての会議ということで，これはほかの包括にすると，圏域のケア会議に移行していくものかと思います。「石山」はマネジメントのところでプラン数自体は少ないようですが，効果的に，意欲的に事業が実施できるよう関係機関と連携しているようで，かなり地域に入り込もうということがうかがえます。

７ページからは中央区の３包括になります。まず「ふえな」ですが，皆様の検討いただいているとおりかなり業務量も多く，プラン数も多いという状況ですが，地域包括支援センターの周知が進み，かなり相談件数が増えてきているという状況です。権利擁護のところにもありますように虐待等の相談も多く，長期化するケースも多い状況です。そして，包括的ケアマネジメントのところにありますが，ケアマネジャーへの検討会や個別支援を重ねたり，機関紙の発行ということでケアマネ支援にも頑張っています。そういった大変な圏域の中において地域の機関との連携もかなり努力されており，一番下の丸５番目になりますが，中央地域保健医療福祉連絡会議などの様々なネットワーク会議を開催したり，地域の茶の間の立ち上がりに協力したりしています。民生委員との連携にも努力をしています。

８ページが「宮浦東新潟」になります。職員の交代が一度ありましたけれども，また経験を積み活動を続けています。相談支援のところでも民生委員からの相談が増えてきているとの実態がありまので，包括の周知も進んでいるようです。虐待についても，虐待防止の啓発等に努めており，家庭裁判所との連携も図っています。ケアマネジャー支援でもスキルアップのためにケアマネの個別支援，それから講師を招いての事例検討会等を進めています。地域での連携についても関係機関を回ってセンターの啓発に努めていますし，情報収集を行い社会資源のリストを作成したというあたりで，より地域に入っていく努力をしているところです。

９ページは「姥ヶ山」になります。ここも職員交代がありましたけれども，また活動に努力して頑張っているところです。総合相談のところでは包括支援センターの周知とともに相談件数が増え，内容も多岐に渡っているということですし，先ほど，職員交代もあったせいもあるのかも知れませんが，権利擁護のところで，高齢者虐待への対応の中で悩むケースも多いということです。３点目のケアマネジメントのところでも，

ケアマネの個別支援や継続的なケア体制の構築という中で，関係機関との連携体制，入退院時の連携も図っています。５番目の地域との連携では，ケア会議を通しながら地域のネットワーク構築を進めています。

10 ページからは江南区になります。江南区についても３包括ございます。まず，「大江山・横越」ですが，ここは今まで在宅介護支援センターに新しい事業所入ったところです。なので，地域に入り込むというあたりでは苦労があったところかと思いますし，権利擁護のところでも成年後見制度，高齢者虐待への対応に努めていくということです。地域との連携でも，地域の茶の間あるいは民生委員会議等に参加しながら包括をＰＲして地域の中で活動できる努力をしています。

次に，11 ページの「かめだ」になります。ここは在介センターからの移行のところです。権利擁護ですが，虐待への対応でも，区役所，関係機関と連携して対応している状況です。３番目にあるケアマネジメントでは，サービス提供事業者や民生委員，インフォーマルサービスとの連携による支援に力を入れており，同じく地域での連携においても，地域の社会資源に関して区役所や地域の介護支援専門員との情報交換などを進めているところです。

次に，12 ページの「曽野木・両川」です。ここも在宅介護支援センターから移行した包括で，経験のある包括です。包括支援センターの紹介等を継続しながら，サロンへの出席で業務の理解を図っていますし，専門的な相談支援についても力を入れています。権利擁護のところでも，圏域の介護支援専門員を対象に権利擁護の事例検討会を開催するなど，独自の取り組みを実施しています。３番目の継続的ケアマネジメントのところですが，今までの在介からの継続で地域に入り込んでおりますので，包括的・継続的なケア体制の構築というあたりでは既に介護支援専門員，施設の相談員，看護職員等の懇談会を開催していますし，情報交換も続けているという状況です。

13 ページから秋葉区になります。秋葉区は三包括であり，３包括ともいずれも在介から継続の包括です。３包括ともわりと地域に入り込んで個別の支援体制の構築ができつつあります。まず「にいつ日宝町」ですが，３番目の包括的・継続的ケアマネジメントのところにありますように，③ケア体制の構築ということで，地域医療福祉連絡協議会，ケアマネ連絡部会，民生委員会議等とのネットワークができております。また，４番目の特定高齢者関係の取り組みの一連の流れの中でもその⑥にありますように，特定高齢者の決定者で事業につながらない場合も，継続して状況把握を行い個別対応も努力しています。秋葉区については，地域との連携の中で，３包括共通ですけれども見守りのネットワークということで，「なじらねっと秋葉」というネットワークが誕生しておりまして，そこでも包括が関係している状況です。

14 ページが「新津」になります。やはりここも包括のＰＲの成果が出ており，相談件数が増加してきています。また，虐待ケースへの対応では複数の職員で対応したり，関係課とも連携しながら取り組んでいます。包括的・継続的ケアマネジメントも事例検討会をしたり，ケアマネジャーとサービス事業者との連携にも力を入れています。ここも在介からの継続で，地域の活動に心がけ，地域の機関との連携も充実しています。

三つ目の包括「こすど」になります。ここも在介からの移行のところです。小須戸出張所内に事業所がありますので，住民の方が来やすいような環境ということで，相談対応がしやすいところです。また，高齢者

虐待にあたっての支援をチームで対応したり，研修会の開催によって職員スキルアップにも取り組んでいるところです。また，包括的・継続的ケアマネジメントでもケアマネジャー支援事例検討会をかなり開催していますし，地域との連携でも，広報活動，地域の茶の間，老人クラブとのかかわりにも力を入れています。

16 ページからは南区の３包括になります。一つ目の「白根北」は新しい事業所で，在介からの以降ではないのでやはり地域に馴染むまで少し努力があったかなというところです。まずは総合相談窓口というところをみると，包括のＰＲを広報誌あるいは相談会に出向きながら進めてきたと。少しずつ知名度も上がってきたかなというかんじです。包括的・継続的ケアマネジメントのところでは，要支援の方々の状態の維持と改善に努めましょうということで，サービス提供事業者との連携に努力をしています。サービス担当者会議に加わったり，包括と居宅の連絡会を開催したり，地域の方々と連携をとりながら，ひいては利用者の支援に役立っていくようにということで検討会等の開催を行っています。介護予防事業のところでは，保健師との連携を図る努力をしています。地域との連携では，やはり初めて地域に入ってきたということで，包括の役割，認知が平成 18 年度はなかなか難しかったかと思いますが，平成 19 年度になって，この圏域ケア会議も開催できるようになりました。

17 ページが包括「しろね」で，ここは在介センターからの継続のところです。職員３人とも在介からの継続ということでかなり経験もあり，個別支援については特に大きな問題はありません。総合相談の下のところにありますが，地域の茶の間，お達者会，じょんのび会という健康相談会の中で実態把握も行っています。包括的・継続的ケアマネジメントですが，サービス担当者会議は全ケース実施するといった，個別の丁寧なかかわりもされていますし，体制づくりということでケアマネジャーを対象にした学習会を継続的に行っています。ケアマネジャー支援という中では，事例検討会，権利擁護の学習会等を実施しています。特徴的なものは５番目の地域との連携の中で，圏域ケア会議は実施していますがその中のテーマが虐待の発生の予防ということで，サービス事業者のネットワークである「みなふくねっと」を立ち上げているという点です。こういったあたりは３包括で協力しながら進めているようです。

18 ページが包括「あじかた」です。ここは規模が小さいということで２名体制であり，在宅介護支援センターからの継続のところです。包括の役割をＰＲしながら継続的に活動を行っており，ケース検討に関しても，職員２人で相談しながら異なる視点から助言を行っています。ケアマネジャー支援では，「ケアマネジャーの会」という勉強会を開催しています。また，地域との連携ということでは民生委員の会議への出席等で，地域の中により入り込んでいる状況です。以上が，南区の包括になります。

19 ページから西区の包括で，四つございます。最初に「小新・小針」になりますが，わりと予防プランの作成に追われている状況があるようで，４番目の介護予防事業に関するマネジメントのところを見ると，要支援者へのケアマネジメントの委託件数が多くなっています。評価までたどりつかないケースもあったということで，個別ケースに少し時間を費やしている状況がみられますし，地域活動にもう少し入っていきたいと考えているところです。ただ，権利擁護のところにありますが，虐待については圏域内の保健・医療・福祉連絡会を通じて関係機関に周知を図り，今後に繋がる形はできてきていますということで少しずつ地域の中でのつながりができてきているのかと思います。

20 ページが「坂井輪」になります。ここは在介センターからの継続のところで，やはり分担しながら地域に入り込んでいるところです。個別ケースの数も多く，そこに力が傾くという傾向はあるようですけれども，これから地域活動に努めていきたいということです。最後に，地域での機関との連携のところですが，保健・医療・福祉連絡会を包括主催で開催しています。地域への情報提供ということで，自治会や地域の茶の間で啓発活動に参加したり，地域の問題が早期に発見できるように努めています。

21 ページは包括「黒埼」になります。ここは大きな問題ケース，困難ケースもそう多くはないということで，個々への支援は余裕を持ってできている状況のようです。相談支援ということで，民生委員や地域の方からも相談を受けることが多くなっており，併せて地域での連携についても，地域の関係機関との連携を深める連絡会を開催しているということです。

22 ページは包括「赤塚」になります。在宅介護支援センターからの移行の事業所であり，今までも地域での活動実績がある事業所であり，今後の継続的に地域活動をしていくというところが今後の新たな努力の項目かと思いますが，相談支援のところでは関係機関と連携しながら訪問，支援計画を策定しています。権利擁護の広報活動にも努めています。地域の連携ですが，ケアマネジャー，医療機関との連携，民生委員協議会との連携ということで，ネットワーク構築の努力をしています。

23 ページからは西蒲区の４包括です。最初に包括「西川」になります。途中少し職員交代があったりしましたけれども，今，落ち着きまして，少しずつ地域の中に入り個別支援に努力をしているようです。いろいろな茶の間会であったり老人会であったり，広報活動に努めています。民生委員定例会の出席等で，包括のＰＲに努めております。ケアマネジメントのところでも，圏域ケア会議を２回開催しということで，体制づくりに努めています。そういうことで，少し個別支援から地域活動へということで，今，努力をしている状況です。

24 ページは包括「中之口・潟東」です。ここも在宅介護支援センターからの移行のところです。ここはかなり経験がありますので地域へはかなり入り込んでいる状況です。３番目にありますが，包括的・継続的ケアマネジメントでは西蒲区包括共催で勉強会をしたり，地域の中でもケアマネジメントの検討会などを推進しており，主治医・区役所・保健福祉センター等との関係づくりも進めています。協力体制あるいはネットワークづくりというところでは，進んでいる地域になっています。

25 ページは包括「巻」です。ここは初めての事業所で地域に入っていくということでは努力しており，大分進歩してきたのかなというところで，高齢者虐待への対応ということではケアマネジャーからの早めの相談が挙がってくるようになったということです。ケアマネの個別支援というところでも，ケアマネの開催する担当者会議へ出席して，一緒に検討するという姿勢で臨んでいます。地域との連携ですが，居宅介護支援事業所の連絡会の開催とケア会議の開催ということで，地域の中のネットワークづくりにも努力されております。

最後が包括「岩室」です。ここも在宅介護支援センターからの移行の事業所です。相談の受付，そして関係機関との連携ということで，そのあたりはうまく進めている包括になります。３番目の包括的・継続的ケアマネジメントのところでも，ケアマネジャーの個別支援，そしてケア体制の構築業務ということで，いろ

いろな連携を図っております。ここの特徴としては，最後の地域での機関との連携ということで，多くのネットワークの場を持っているということです。ここは西蒲区で４包括合同の取り組みとして勉強会をされたりということで，一緒に活動する場面も多いようです。少し長くなりましたが，以上で各包括の活動報告とさせていただきます。

最後に，一番最初に見ていただいた 30 ページからの自己点検表の補足をさせていただきます。現在，この自己点検表という名前で包括にお渡ししておりますが，平成 19 年度の最後の包括支援センター運営協議会の中で，この用紙については，一回お諮りはしてあるのですが，どういう形で包括の点検を実施し，市が評価をしていくかというところまでは詰まっていない状況です。今現在の状況では，この自己点検表を用い，各包括で日ごろの業務を振り返ってもらい，この１から６の項目について点検をしてもらっています。先ほどお話しした運営体制，そして相談業務から地域での連携の６項目について，６月の時点で包括支援センターにはお示し，今までの活動を踏まえ，平成 20 年６月の時点で点検をしていただいている状況です。

これは市が期待する業務内容ということで提起しておりますが，今現在で，全部できていない包括もあったり，ほぼ進んでいるという状況のところもあるとは思うのですが，自分の業務の中で足りないところはどこなのか，ここに力を入れているのだなという洗い出しや点検ということをきちんとしていただいて，足りない部分は次の取り組みで改善していただきたいということで，この自己点検表を活用していただいております。

例えば１の運営体制のところの自己評価ということで，各項目にチェック項目を入れていただいて，特記事項を入れていただいております。全体を通しての特記事項というところがあって書いていただくわけですが，１回評価をしていただき，さらに年度末まで活動を続けていったあと，再評価ということで右の欄を使っていただくようになっております。まだ自己点検表という段階なのですが，今後，市がどう包括の業務を評価するかというところに向けて検討し，早急に評価が実施できればと思っております。包括の活動の紹介については以上です。

（加藤会長）

ありがとうございました。市内ある２６か所の地域包括支援センターについてそれぞれご報告いただきましたが，これらにつきまして，何かご質問等ございませんか。

（高橋委員）

この 26 包括に対して，市では基本的にこういうことですよという基本的なものは必ず出しているわけですよね。それぞれの包括で特徴があるということなのですが，このように包括から報告を受けまして，全体的に市ではどのようにお考えになりました。

平成 18 年度から始まってまだ日が浅いので，市で考えていることと合っているかなとか合っていないかなとか，そういう何かお考えはありますか。

（星野主査）

基本的な業務の中身というものが先ほどの点検表にあるように，期待する中身というものがありますので，これを包括に委託業務内容ということでお願いしているわけですが，そこに沿った形で活動は努力しているなということはひしひしと感じております。ただ，他との連携であったり，適切な業務量と人員体制なのかという中で，やりたいけれどももう少しできないかなという，確かに達してなかったりするものもありました。こうしたいという包括の気持ちは伝わるのですが，実際にそこが全部できているかというところについてはまだ体制の見直しも必要ですし，包括支援センターの職員の研修も続けていかなければならないという両面で改善の必要があるかなということは，今後の継続した課題であると思っています。

（高橋委員）

包括さんたちも，まだ手探り状態でどのようにやっていったらいいのかということが，まだはっきり分かっていない状態なのではないかと思うのです。一生懸命やっているのは確かに分かるのですが，もっと市でも指導といいますか研修といいますか，そういうことを包括に対してやっていただければいいのかなと思います。

（山田委員）

１から５までの報告書については出ているのですが，この質問事項の中で特記事項と書いてありますよね。この辺は要望だとか特別な内容を書くためにあるのかなと思いますが，その辺について公表できるのであれば見せていただきたいなということが一つ。

あるところで，いろいろ聞かせていただいているのですが，私は素人なもので分からないから包括支援センターへ行っていろいろお聞きした段階で，例えば権利擁護の虐待の問題というと，かなり１回で済まないという状況の中で，山の下さんもそうですけれども，継続的な支援実施をしているということになってきますと，予算的な部分，市からの支援の部分なのですが，１人いくらと決まっているようだというお話を聞いたのですが，１回いくらではなくて，１人いくらという形になるわけですね。そうすると，継続的に何回もということになると，包括支援センターの職員に対するしわ寄せがいってしまうのではないか。本当の包括支援センターの役目を果たさなくなってくるような状況下にはならないのだろうかということを疑問に感じています。

（星野主査）

高齢者虐待の関係，権利擁護の関係のケースというのは，本当に１人の方への回数を多く継続的なケースが多くなるということで，基本業務の基本額のほかに「権利擁護業務つなぎ加算」というものがあります。そこで今のお話の一人につき単価がいくらとうい形で，大分加算を継続していただいているものがあります。そのことをおっしゃっているのかと思ったのですが。

（山田委員）

それはいくらぐらいになりますか。

（星野主査）

１件 4,000 円になります。それが継続して見直しをして，関わったごとではなくて１人につき１件という設定になっているので，いくら苦労をしても１件というお話になると思います。この辺については加算のあり方の再検討は，ご意見をいただく中でやっていきたいと考えております。

（山田委員）

特記事項についてはどうでしょうか。

（星野主査）

この特記事項については，各項目のところに設けてありますので，包括が全体を通して業務に対するご意見を書く欄，または支援の要望ということであった場合，集約させていただいて皆様の運営協議会に資料提供させていただくことは可能かと思います。今の段階では回収はしていないので，最後の再評価をしたあたりで出していただいてまとめるかたちになるかと思います。

（加藤会長）

最終的にまだ，情報が市に上がっていないということですね。分かりました。

（上村委員）

私は，これを拝見していまして感じたことなのですが，今日もらって，今日見たばかりなので，私自身も粗々な感想としては言えないのですが，一つお願いといいますか，希望を申し上げたいと思います。

新潟県が平成 19 年度からはじめた，福祉事業者第三者評価制度というものは御存じですよね。私は実はあれを受けまして，一応評価委員ということで何とか辿り着いたのですが，この評価項目からすると申し訳ないですけれども，少し粗い感じがするのです。ですから，制度については県は厚生労働省の例を参考にして作ったと聞いているのですが，県の第三者評価委員のテキストというのでしょうか，内容というものをもう少し参考になさった方がいいのではないかと感じました。

前もって，少なくとも１日前以前であれば，この資料を見ていればまだ別の感想も言えたいのですが，お互いに初めてのことだということも言えますので，せっかく県がはじめたのですから県の評価制度の内容を参考にしてやればよかったのかなと思います。これを見ていると，私などは一個ずつが閉ざされた質問なのではないかと思うのです。もっと開かれた質問があってもいいと思うのです。なぜかというと，私も権利擁護の関係しか見てこなかったのですが，２項目で四つのことを質問しているのですが書き方がすごくばらばらです。書き方うんぬんではなくて質問の仕方というか，回答する人ももっとお互いに共通の地盤に立って

いれば，まだ別の回答が出てきたなというのが私の感想です。今，見たばかりで，粗々な感想で恐縮ですけれども，そのように私の意見を述べさせてもらいました。

（高橋高齢介護課長）

委員のご意見としては，少し粗いのではないかということですね。ほかの既存のものの中から取り入れられるべきものは取り入れて参考にすべきだろうというご意見だと思います。当然ながら，私どもが，まだ包括に対する評価というものをどのような形で，どのような項目でもって評価をしていくかという，まだこの委員会ではお示ししていない状態です。ただ，今は現在進行形のものとして，こういう形で自分で点検してくださいということで，この評価表を６月時点でお示しして，年度末にまた再評価をしたうえで回収するという状況です。この自己点検表においても，やはりもう少し手直しをした方がいいのではないかということ，そういうことの意見だと思います。

（上村委員）

私もそう思います。それからもう一点いいですか。新潟県は一生懸命で，第三者評価委員会の民間の人たちで評価しております。一生懸命人材を発掘しているというのでしょうか，養成しているということは皆さん御存じだと思うのですが，簡単にそういう人たちに参加してもらって，お互いに日本人の気質として，人から評価されるということが好きじゃないというところもありますし，行政は特にそういう傾向があるのかなと思うのですが，そうではなくて，お互いに良くするということ，支えあっていくことがこの制度の理念なわけですから，事務局の段階では限界があると思うのですが，上に挙げてもらえば別の方向になると思うので，そういう意味で聞いてもらいたいのですが。そういう人たちも活用すると皆さんの苦労も反映されるて，よりいい意見が出てくるのではないかと思っておりますので，一つよろしくお願いします。

（高橋高齢介護課長）

貴重なご意見だと思いますので，ありがとうございます。

（加藤会長）

ほかにございませんか。

（神成委員）

特定高齢者のことについてお聞きしたいのですが，特定高齢者の支援事業についてはたしか保健所が主体だと思うのですが，包括支援センターでは特定高齢者を把握して，そういう方々の名簿を保健所に上げていくという作業になるわけですよね。啓発活動などでパンフレットなどを作っているというところもあったので，そのあたりはどこまでが包括支援センターの仕事なのかと思ったのでそれをお聞きしたかったのと，特定高齢者支援事業を利用されている人数が少ないところがかなりあると感じがしたので，そのあたりは保健

所への要望になるかも知れませんが，特定高齢者の方を定期的に訪問していって，身体機能が低下した場合には介護保険申請手続きにつなげていくと書いてあったような気がしましたので，特定高齢者の考え方からすると，少し外れているかなという感じがします。ですので，なるべく特定高齢者支援事業を使っていただくように，高齢介護課からもお願いしていただく方がいいと思います。

それともう一つは，基本健診以外からの特定高齢者の把握とどこかに書いてあったようなのですが，基本健診以外からの把握ということは，具体的にどのような把握になるのかということです。

（星野主査）

まず，介護予防事業関係，包括支援センター関係でチラシが包括支援センターで作成されているというところもあるようですが，基本的には，介護予防事業については市の事業でありますし，包括支援センターは市が業務委託したところですので市で作成した資料もございますが，包括支援センターが独自に作っているところもあるということです。基本的に周知については，市で資料作成はしておりますが，包括支援センターが分かりやすくという中で工夫して作成しているところもあると思います。

介護予防事業へ参加する特定高齢者が少ないという点については，先回，先々回の内容で皆さんにお伝えしておりますが，これについては事業に参加しやすいような体制づくりや，地域包括支援センターからお勧めをしたりということにまだまだ課題が多いので，これは努力をしていかなければいけない大きな部分だと思っておりますので，ご意見を踏まえながらさらに取り組んでいくことになります。

健診以外からの特定高齢者の把握については，新潟市の場合は基本的には特定健診とチェックリストを一緒にやっている医療機関で，生活機能評価を受けていただくというやり方なのですが，健診を受けない方もいらっしゃるということについては地域の活動に入り込んでいく中で，例えば茶の間だったり老人会だったり，そのような会合におじゃましたり，また，健康相談に保健師と一緒に行ったりという中で参加者の方々にチェックリストを実施してみる，あるいは相談を受けるという中で「この人気になるわ」と思った方にもチェックリストを実施させていただいて，候補の該当になるのかというあたりから把握するものになります。

まだ健診を受けていないのだけれども介護予防が気になるということで，ご家族や本人からも相談を受けて，健診前から把握させていただくといいますか，健診以外からの把握ということになるのですが，ただ，そこですぐに「はいどうぞ事業へ」というわけではなく，一応，特定健診も受けていただきましょうということで勧めています。最初の入口が健診以外からということもありますが，そのような方についてはまだ少ないという状況ですので，どうしても健診受診者からのルートがほとんどということになっています。

（加藤会長）

ありがとうございました。ほかにございませんか。

（樋熊委員）

事業の中で，介護予防事業に関することは，大きな目的ではないかと思うのです。そこのところは意見が

出てきているところなのですが，それに対する評価の結果については２年間を通して何かございますか。改善したのか，それ以上進まないで済んだのか，そこに留まって踏ん張ってくれたというようなデータみたいなものはあるのでしょうか。まだ，そこまでいっていない状況でしょうか。

（高橋高齢介護課長）

まだまだ道半ばとうことで，介護予防についてはやはり対象者も少なく，そこから事業に参加していくこと自体も，特定高齢者になりますけれども少ない。これは前の委員会の場でも資料はお出ししてあるのですが，なかなかそれがしっかりとした形で根付いていない状況の中で，やはり私どもも参加していただくように，講座自体もしっかりときめ細かな形でやっていかなければならないという思いがあります。

（樋熊委員）

というのは，審査をやっていると，要支援にできるだけもっていきたくないじゃないですか。そうすると介護事業として要支援には大きな目的があるわけですから。そうだとしたら，それをどのようにやっていくかということは，前の方の前提１，２，３というのは，そのためのマネジメントであって，４が一番大変なことではないかと考えているわけです。そこにいかないためにどうするのか。どういう方法を使ったら，それにいかないで済むのかということが要求されているのではないかと思います。会議の中で考えてきたことなのです。

そういうことで，非常に皆が包括センターの中で努力なさっていて，レポートを出すことは大変だろうと思います。そういう面で，内容は別にしましても，利用者がどうであるかということが大事ではないかと思います。これは組織を作ってどうか，それで結果に満足してどうか，そういう方向だったらからよかったよということが継続されていくことが，包括支援センターの大きな役割ではないかと思っています。そういう面でも，資料の出し方を工夫なさった方がいいのではないかと感じています。

今日の資料については，１から６の示された内容だけでも最初に送ってもらうとものすごく理解が違うと思います。ですから，いきなり出されて，前に説明してあるとはいえまた違った角度で見なければなりませんので，せめてこれだけの目的とこの内容で地域のことがありますよという情報をいただければ，それなりに理解が進むのではないかと思いますので，是非この出し方をお願いしたいと思います。

（高橋高齢介護課長）

私どもがどの資料をどうこうしようということがあったものですから，本当にギリギリの当日配布になってしまった。これはこの内容であれば，事前配付すべきだろうと思いますので，ここについてはそちらに向けて努力したいと思っております。失礼いたしました。申し訳ありません。

（加藤会長）

ほかにございませんでしょうか。ほかに質問がなければ次の議事ということになりますが，その他という

ことになります。事務局，何かございますか。

（佐藤課長補佐）

ございません。

（加藤会長）

長い間ご苦労さまでした。それでは，事務局にお返ししたいと思います。

３　閉　会